

2026年度「移動サービス専用自動車保険」のご案内

「移動サービス専用自動車保険」はファミリー・サポート・センターの活動中、サービス提供会員の自家用車を用いて依頼子供の送迎等（移動サービス）を行っている間の事故について、サービス提供会員が加入している自動車保険に優先してお支払いする保険です。

今回ご案内の「移動サービス専用自動車保険」にご加入頂くことで、より安心して提供会員が活動を行えるようになります。「送迎」等の活動を行っているファミリー・サポート・センターの皆様におかれましてはぜひご加入を検討ください。

<対象となる事業>

- ファミリー・サポート・センター事業
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- 一時預かり事業（訪問型の活動に限ります。）
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- 子育て世帯訪問支援事業

※これらの事業名は国の施策に基づいたもので、自治体によっては別の名称が使われることがあります。

※本ご案内においては、ファミリー・サポート・センター事業を主として記載しています。それ以外の事業に関しては、事業名をそれぞれ該当する事業名に、ファミリー・サポート・センターを自治体及びそこから委託を受けた方に、依頼会員を依頼者に、提供会員を提供者に、それぞれ読み替えてください。

【保険契約者・記名被保険者の範囲】

ファミリー・サポート・センター事業を実施する地方公共団体等または事業受託団体等が対象となります。

※本保険はファミリー・サポート・センター事業を実施する地方公共団体等または事業受託団体等を契約者・記名被保険者とし、1. 記名被保険者、2. 記名被保険者の指示により、移動サービスのために自家用自動車を運転している者、3. 記名被保険者の使用人を被保険者とする包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、原則として契約者であるファミリー・サポート・センター事業を実施する地方公共団体等または事業受託団体等が有します。詳細は、契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点等については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【開発の背景】

ファミリー・サポート・センターにおける送迎事業の多くは、事故が起こりやすい夕方以降（保育施設の時間外や学校の放課後等）が活動時間帯となっております。しかし、従来は万一活動中に事故が発生した場合には運転者が加入している自動車保険を使わざるを得ませんでした。

提供会員が安心して送迎活動を行うための体制整備はファミリー・サポート・センターにとって急務であり、本商品はこのようなニーズを受け、東京海上日動火災保険株式会社と共同で開発した商品となります。是非、ご加入をご検討ください。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書をご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください。万一、誤りがありましたら、女性労働協会までお問合せくださいますようお願いいたします。

<商品正式名称>

移動サービス事業者向け自動車保険特約付帯一般自動車保険

(移動サービスとは、自家用車を用いて利用者を輸送するサービスのことを言います。なお、自家用車を運転するのは提供会員を想定した保険となっております。)

<保険契約者・記名被保険者>

ファミリー・サポート・センター事業を実施する地方公共団体等または事業受託団体等。

<被保険者>

- (1) 記名被保険者
 - (2) 記名被保険者の指示により、移動サービスのために自家用自動車(*)を運行している者
 - (3) 記名被保険者の使用人
- (*) 公用車は自家用車には該当しないため対象外となります。

<対象自動車>

サービス提供会員の自家用車等、移動サービスのために使用する自動車。但し、移動サービスを提供する事業者が自ら所有する自動車、または常時使用する自動車を除きます。

<対象となる担保種目>

- (1) 対人賠償責任保険
- (2) 対物賠償責任保険
- (3) 車両保険
- (4) 移動サービス事業者向け人身傷害保険特約
- (5) 車両搬送・緊急時応急対応費用に関する特約 (移動サービス用)

<保険期間>

2026年5月1日午後4時から2027年5月1日午後4時までです。それ以外の保険期間をご希望の方は女性労働協会までご相談ください。

<個々の車両の責任期間>

移動サービスの運転を開始した時から、その運転を終了した時まで(合理的な経路・範囲に限ります)。出勤・退勤時の自動車運転、プライベート等での自動車運転は本商品の補償対象外となります。

個々の移動サービスごとの自家用自動車の運転者、登録番号等、運行開始した日時および終了した日時等を毎月女性労働協会(保険代理店)に通知することが必要です。

<保険料>

保険期間終了後、通知内容に基づき確定保険料を計算し、契約締結時に領収した暫定保険料との差額を追加領収または返還します。

詳細については3ページをご覧ください。

<ご注意>

3ページ記載の保険料は契約初年度の保険料となります。更新時の保険料は、前年の事故状況等により増減する可能性があります。

<ご加入の流れ>

- (1) 3ページ記載の各プラン(車両保険あり・なしの2種類)詳細をご覧ください、加入するプランを決定ください。
- (2) 6ページ記載の「加入手続き」に従って、手続きを進めてください。

<補償内容と保険料について> (保険期間：1年)

		各プランの補償内容※1	
		車両保険ありプラン 推奨	車両保険なしプラン
保険期間		1年間	1年間
補償	対人賠償責任保険	無制限 免責金額(自己負担額)なし	無制限 免責金額(自己負担額)なし
	対物賠償責任保険		
	対物超過 修理費用補償特約	○	○
	車両保険 (一般条件)※2	○ 免責金額(自己負担額) 0円	×
	移動サービス事業者向け人身傷害保険特約※3	○	○
	車両搬送・緊急時 応急対応費用に関する特約 (移動サービス用) ※4	○	○
概算保険料/ 1台・稼働日1日あたり ※5		1,300円	490円
最低保険料(年間総額)		1,000円	

※1 移動サービスの提供における合理的な経路を著しく逸脱して自動車を運行している間に生じた事故による損害・傷害については保険金をお支払い致しません。また対人賠償において、自賠責保険等により支払われる金額がある場合は、それを超える金額のみお支払い致します。

※2 時価額または保険金額(300万円)のいずれか低い額を限度に保険金を支払います。

※3 保険金額は3,000万円です。

※4 ロードアシストが付帯されます。

※5 別紙【移動サービス専用自動車保険 個別適用保険料のお知らせ】が同封されている場合は、そちらに記載の保険料が適用となります。

(注)上記で対象とならない補償および車両保険等保険金額が異なるケースでは、運転者が加入している車両の保険を使うことも可能ですが、更新契約について等級ダウンによる保険料UPの影響を受ける可能性がございますのでご注意ください。

<暫定保険料例>

車両保険ありプラン、総提供日数800日の場合

1,300円×総提供日数400日=年間保険料 520,000円

※総提供日数は、「対象台数×1台あたり稼働日数」の掛け算で求めます。

対象台数4台、総提供日数800日となる例

〇〇市ファミサポ		△△市ファミサポ	
対象車 (対象台数4台)	車ごとの稼働日数 1台あたりの稼働日数が <u>同じ</u> 場合	対象車 (対象台数4台)	車ごとの稼働日数 1台あたりの稼働日数が <u>違う</u> 場合
車A	100日/365日	車A	50日/365日
車B	100日/365日	車B	150日/365日
車C	100日/365日	車C	25日/365日
車D	100日/365日	車D	175日/365日
総提供日数	400日 (稼働日数の合計)	総提供日数	400日 (稼働日数の合計)

上記の例では、〇〇市ファミサポも△△市ファミサポも同一の総提供日数となります。いずれの場合も、おおよその対象台数と1日あたりの稼働日数が分かれば、お支払い頂く保険料の算出が可能です。△△市ファミサポのように、車ごとに稼働日数が違う場合でも、加入に関して詳細な稼働計画を立てて頂く必要はありません。

保険料の精算について

保険期間終了後、申込時の総提供日数と実際の総提供日数の差に応じて精算を行い、保険料の返還または追加領収をいたします。保険期間中に対象台数の増加や提供日数の増減があった場合でも補償の対象となります。

<保険料の返還の例> 実際の総提供日数が230日と、申込み時の総提供日数400日より少なかった場合

車両保険ありプランの例	①保険料/1台・1日	②総提供日数	③総額保険料 (①×②)
暫定保険料(Ⅰ)	1,300円	400日	520,000円
確定保険料(Ⅱ)	1,300円	230日	299,000円
返還保険料(Ⅰ-Ⅱ)			返還 221,000円

<保険料の追加領収の例> 実際の総提供日数が518日と、申込み時の総提供日数400日より多かった場合

車両保険ありプランの例	①保険料/1台・1日	②総提供日数	③総額保険料 (①×②)
暫定保険料(Ⅰ)	1,300円	400日	520,000円
確定保険料(Ⅱ)	1,300円	518日	673,400円
追加領収保険料(Ⅰ-Ⅱ)			追加領収 153,400円

<補償内容詳細>

<p>対人賠償責任 保険</p>	<p>他人にケガをさせてしまったときの法律上の損害賠償責任を補償します。 ご契約のお車の事故により、他人を死亡させたり、ケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶相手側1名について以下の保険金額を限度に保険金をお支払い致します。ただし、自賠責保険等で支払われる金額がある場合は、その超過額に対してのみ保険金をお支払い致します。</p> <p>[保険金額] <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>保険金額</td><td>無制限</td></tr></table></p>	保険金額	無制限		
保険金額	無制限				
<p>対物賠償責任 保険</p>	<p>他人の物を壊してしまったとき等の法律上の損害賠償責任を補償します。 ご契約のお車の事故により、車や塀等の他人の財物を壊したり、ご契約のお車が線路上に立ち入り、電車等を運行不能にしたりして、法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1事故について以下の保険金額を限度に保険金をお支払い致します。</p> <p>[保険金額] <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>保険金額</td><td>無制限</td></tr></table></p>	保険金額	無制限		
保険金額	無制限				
<p>移動サービス 事業者向け 人身傷害保険 特約</p>	<p>ご契約のお車の事故により、補償を受けられる方がケガ・死亡された場合や、補償を受けられる方に後遺障害が生じた場合 ▶補償を受けられる方1名について、保険金額を限度に実際の損害額に対して保険金をお支払いします。</p> <p>[保険金額] <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>保険金額</td><td>3,000万円</td></tr></table> 5日以上入院した場合、傷害一時費用保険金を10万円お支払いします。</p>	保険金額	3,000万円		
保険金額	3,000万円				
<p>車両保険 (車両保険 ありの場合)</p>	<p>ご契約のお車の修理費等を補償します。 衝突、接触などの事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合 ▶損害額に対して時価額または保険金額のいずれか低い額を限度にお支払い致します。</p> <p>[保険金額] <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>保険金額</td><td>300万円</td></tr></table></p>	保険金額	300万円		
保険金額	300万円				
<p>対物超過修理 費用補償特約</p>	<p>対物賠償責任保険では補償されない、相手方の車の「時価額を超える修理費」を補償します。 対物賠償責任保険で補償する事故で、相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担する場合、差額分の修理費に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。1事故について相手方の車1台あたり50万円が限度です。 ※損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に修理を行った場合に限りです。</p> <p>【例】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">過失割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補償を受けられる方 80% 相手方 20%</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">相手方の車の状態</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時価額 60万円 修理費 100万円</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>対物賠償責任保険 で 48万円を補償 (60万円×80%)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>時価額 60万円 修理費 100万円 対物賠償責任保険で 48万円を補償 (60万円×80%) 対物超過修理費特約で 32万円を補償 (40万円×80%)</p> </div> </div>	過失割合	補償を受けられる方 80% 相手方 20%	相手方の車の状態	時価額 60万円 修理費 100万円
過失割合					
補償を受けられる方 80% 相手方 20%					
相手方の車の状態					
時価額 60万円 修理費 100万円					
<p>車両搬送・ 緊急時応急 対応費用に関 する特約 (移動サービ ス用)</p>	<p>ご契約のお車が事故もしくは盗難にあった場合、故障もしくは電気自動車の充電切れにより走行不能となり修理工場等へレッカー搬送された場合（自力走行は含みません。）、または車両自体に生じたトラブルもしくは電気自動車の充電切れにより走行不能となり、走行不能となった地において自力走行できる状態に復旧した場合 ▶車両搬送費用、緊急時応急対応費用について、上限額15万円の範囲内で保険金をお支払いします*。 *車両搬送費用は、事故の場合も走行不能となり修理工場等へレッカー搬送されたときに限り保険金をお支払いします。また、事故・故障以外の車両自体に生じたトラブルの場合は、車両搬送費用、緊急時応急対応費用共に保険金をお支払いします。 ※ガソリン・軽油を燃料としないお車の燃料切れにより走行不能となり、燃料の補充が可能な場所までレッカー搬送された場合は、車両搬送費用について、上限額の範囲内で保険金をお支払いします。</p> <p>付帯サービス</p> <p>①燃料切れ時ガソリン配達サービス 道路上で燃料切れとなった場合、ガソリンまたは軽油を10リットルお届けします*。 ②おクルマ故障相談サービス 故障や車両のトラブルでお困りのとき、整備有資格者がお電話でアドバイスします。 *保険責任期間中に1回ご利用いただけます。 ※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。</p>				

・示談交渉等について

賠償事故(対人・対物)の場合、補償を受けられる方および相手方の同意が得られれば、引受保険会社が補償を受けられる方のために示談交渉をお引き受けします。ただし、補償を受けられる方に法律上の損害賠償責任がない場合や、補償を受けられる方が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合等には、引受保険会社は相手方との示談交渉はできません。(対物賠償事故の場合には一般社団法人日本損害保険協会に登録された物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示にしたがって事故対応にあたる場合があります。)

加入手続き

<お申込みから保険料のお支払いまで>

- 1 5月1日保険始期の場合
(保険期間：2026年5月1日午後4時～2027年5月1日午後4時)
7ページの「移動サービス専用自動車保険」加入依頼書(様式1)に必要事項を記入し、メール(sonpo@jaaww.or.jp)もしくはFAX(03-3456-4420)にて女性労働協会へ送信してお申し込みください。
加入申込み期限：3月19日(木)締切です。
お申込依頼が到着後、女性労働協会より見積書と請求書をご郵送します。
請求書受取後、指定の銀行口座に保険料をお振込みください。
加入支払い期限：4月15日(水)締切です。
- 2 5月1日以外の保険始期の場合
(保険期間の例：2026年10月1日午後4時～2027年10月1日午後4時)
7ページの「移動サービス専用自動車保険」加入依頼書(様式1)に必要事項を記入し、メール(sonpo@jaaww.or.jp)もしくはFAX(03-3456-4420)にて女性労働協会へ送信してお申し込みください。
保険開始日(補償開始日)は毎月1日です。(例：10月1日)
加入申込み期限：保険開始日の前月の10日です。(例：9月10日)
加入支払い期限：保険開始日の前月の20日です。(例：9月20日)

<重要事項説明書について>

ご加入に際しては、パンフレット兼重要事項説明書を以下URLより印刷もしくはPC等に保存し、必ず内容をお読みください。商品名は「TAP(一般自動車保険)」をご選択ください。

<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/pamphlet/>

ご加入にあたっての注意事項

以下の要件をすべて満たすことが必要となります。

- (1) 提供する移動サービスについて、サービス利用規定を定めていること
(規定例は9ページ、10ページを参照ください)
- (2) 自家用自動車の運転者および契約自動車を管理する帳簿を備えること
(11ページの登録ドライバー・登録自動車一覧を参照)
- (3) 自家用自動車の運転者および契約自動車ごとの輸送記録を付けること
(12ページ、13ページの毎月通知書および別紙をもって輸送記録とします)

<証券>

東京海上日動火災保険(株)より証券・特約書をご郵送致します。大切に保管いただきますようお願いいたします。

<通知書>

ご契約後、女性労働協会よりご加入者様専用ページをご案内します。毎月ご提出いただく通知書(本紙・別紙)は、専用ページにてご確認いただけます。毎月通知の記載方法については12ページ、13ページをご覧ください。

<事故対応のリーフレット>

万が一、事故が起きた際の対応については、リーフレット「もし活動中に事故が起こったら」を専用ページからご確認ください。各自動車の車内に備え付け、万が一事故が発生した際にご覧になれるようにしてください。

〈加入依頼書の送付先〉

一般財団法人 女性労働協会
〒105-0014 東京都港区芝2-27-8
VORT 芝公園8F
TEL：03-3456-4410 FAX：03-3456-4420
メール：sonpo@jaaww.or.jp

〈保険料の振込み先〉

みずほ銀行 芝支店 普通口座 No.2469730
口座名義：ザイ)ジョセイロウドウキョウカイ
一般財団法人 女性労働協会

2026年度「移動サービス専用自動車保険」年間加入依頼書

加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

—ご加入に際して—

私は、以下の事項について確認・同意のうえ、この保険への加入を依頼します。

1. 重要事項説明書のダウンロードまたは印刷を行うこと (P8参照) 2. 重要事項説明書の内容 3. 重要事項説明書記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容

私は、上記事項を確認し、保険契約者である団体に対して加入を依頼します。

2025年度制度より、毎月通知書を返送する形で発行しておりました受領書を原則廃止しております。ご利用の場合には、本ページ下部をご参照ください。円滑な制度運営に向けて、受領書の省略についてご理解とご協力をいただけますと幸いです。

設置自治体名：					
(1)	加入依頼日	20	年 月 日		
(2)	保険期間 (1年間)	20	年 月 日午後4時～20		
(3)	事業名 (該当するもの1つに✓を付けてください。)	<input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業 <input type="checkbox"/> 乳児家庭全戸訪問事業 <input type="checkbox"/> 養育支援訪問事業 <input type="checkbox"/> 子育て短期支援事業 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等日常生活支援事業 <input type="checkbox"/> 子育て世帯訪問支援事業			
(4)	事業の運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 (委託を受けている団体：)			
(5)	★ 加入団体名 (センター名または〇〇市△△課等)	(フリガナ)			
	★ 団体所在地 ※証券の送付先となります。	(フリガナ) 〒			
	団体連絡先	TEL： E-mail：	FAX：		
(6)	★ 契約者名 (役職名および氏名も記入してください。) ※ご契約後毎月ご提出いただく通知書のご契約者欄と同一となります。	(フリガナ)			
		法人の名称：			
		(フリガナ)			
		役職名：			
(7)	設置自治体住所・連絡先	(フリガナ)			
		氏名：			
		部署課名： 〒 TEL： FAX：			
(8)	請求書	<input type="checkbox"/> 団体へ送付 <input type="checkbox"/> 設置自治体所管部署課へ送付			
(9)	サービス利用規定	<input type="checkbox"/> 施行済 (施行日 20 年 月 日) 正式名称 ()			
(10)	加入プラン・保険料	保険タイプ	①保険料(円) (1台・1日あたり)	②見込み 総提供日数	③総額保険料(円) (①×②)
		車両保険ありプラン(免責0円)	1,300		
		車両保険なしプラン	490		
太枠内の③総額保険料を振込ください (振込手数料はご負担ください)。					
(11)	保険料振込予定日	振込予定日：20 年 月 日			
(12)	加入依頼担当者	氏名： 所属・役職： TEL： E-mail： 私は、「ご加入に際して」を確認し加入を依頼します。			

受領書の発行を希望されますか？ 希望 チェックが無い場合は不要とみなします。

★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項 (告知事項) です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

毎月報告の手続き

本商品は稼働台数の毎月報告が必要です。加入後電子データで送付される様式に必要事項を記載の上、毎月の締切日までに本紙および別紙を女性労働協会までご郵送ください。

毎月の通知締切日：報告対象月の翌月末

例：報告対象月が5月の場合、通知締切日は6月30日となります。

記載方法は本紙12ページ、13ページをご参照ください。

事故が発生した際の手続き

事故が発生し保険金を請求する場合、ファミリー・サポート・センターは、事故報告書を女性労働協会へメールもしくはFAXしてください。事故報告書は、指定の様式が、ホームページ（URL：<https://www.jaaww.or.jp/sonpo/membershiprequestform/>）に掲載されています。事故報告書は、直ちに送ってください。その後は保険会社の指示に従ってください。

保険金の請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。

- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の補償を受けられる方を確認するための書類
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、引受保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・自動車検査証等、お車の登録内容や廃車の事実を確認するための書類
- ・引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

その他

- (1) 引受保険会社が経営破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
- (2) 本制度についての保険契約上の重要事項については、<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/pamphlet/>に掲載されている、「パンフレット兼重要事項説明書」に記載されていますので、内容をご確認の上、お手続きいただきますようお願い致します。
- (3) 各種様式のデータをご希望の場合は別途女性労働協会にお問い合わせください。

【取扱代理店・お問い合わせ先】

一般財団法人 女性労働協会 保険代理店部門

〒105-0014 東京都港区芝2-27-8 VORT 芝公園8F

TEL：03-3456-4410 FAX：03-3456-4420 メール：sonpo@jaaww.or.jp

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社（担当課）公務第一部公務第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL：03-3515-4124

〇〇市ファミリー・サポート・センター 自家用車使用規定

第1条（目的）

この規定は、提供会員の所有する（リース使用含む）車両（以下「自家用車」という。）を送迎に使用する場合の取扱いについて定める。

第2条（所管）

この規定に定める事務の取扱いは、〇〇市ファミリー・サポート・センター（以下、「センター」という）の所管とする。

第3条（自家用車使用許可基準）

送迎サービスの提供に自家用車使用を許可する基準は、次の通りとする。

- (1) 使用する車両が提供会員自身又は提供会員家族の所有車（リース使用含む）であること。
- (2) 送迎距離、公共交通の有無、依頼内容等を勘案し、センターが必要と認めること。
- (3) 提供会員が直近1年間で複数回の交通事故を惹起していないこと。
- (4) 車両が整備されたものであること。
- (5) 次の種類の自動車保険に加入していること。

①自動車損害賠償責任保険

②自動車保険（任意保険）

- ・対人賠償 無制限
- ・対物賠償 無制限

第4条（自家用車使用許可申請）

送迎に自家用車を使用する提供会員は、あらかじめ自家用車使用申請書に必要事項を記入し、センターへ提出すること。

申請書には次のものを添付する。

①自動車検査証の写

②加入済自動車保険証券の写

- 2 自家用車使用許可の有効期間は1年とし、有効期間満了時に再申請しなければならない。

第5条（順守事項）

提供会員は、次のような運転行為、禁止行為をしてはならない。

- (1) 飲酒運転
- (2) 速度違反運転
- (3) 過労、居眠運転
- (4) 駐停車違反、放置駐車
- (5) その他道路交通法で禁止されている運転
- (6) 不正請求、白タク行為

第6条（事故報告）

提供会員は、交通事故が発生した場合、直ちに警察への報告等の対応をするとともに、センターへ事故内容等を詳細に報告しなければならない。

第7条（事故処理）

送迎で使用を許可された自家用車が、私用運転中に起こした事故については、センターは一切その責任を負わない。

第8条（移動サービス事業者向け自動車保険）

送迎中の賠償事故および自家用車の損害については、センターが加入している移動サービス事業者向け自動車保険（対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・移動サービス事業者向け人身傷害保険特約・車両搬送・緊急時応急対応費用に関する特約（移動サービス用））で対応することができる※。

ただし、補償されない内容他、提供会員の希望により、会員自身で自家用車に付保した自動車保険で処理することもできる。※車両保険ありタイプは車両保険を記載してください。

2 移動サービス自動車保険期間は、センターと保険会社との契約期間とする。

第9条（届出の義務）

次の各号に該当したときは、すみやかに所属長に届け出なければならない。

- (1) 申請書の記載事項に変更があったとき
- (2) 活動中に、交通事故および違反を起こしたとき
- (3) 自家用車使用をやめるとき

第10条（許可の取消）

この規定に違反した場合は、今後、自家用車での送迎の活動を認めないものとする。

第11条（改正）

本規定中、実情にそぐわない部分が生じたときには改正する。

付 則 この規定は、2021年5月1日より施行する。

以上

登録ドライバー・登録自動車一覧

No.	提供会員番号	提供会員登録 ドライバー	車名	自動車登録番号				車両所有者
1		東海花子	アルト	横浜	330	ぬ	1234	東海花子
2		佐藤譲	プリウス	横浜	110	け	7894	佐藤正彦
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								

※太枠内をご記入ください

本紙

移動サービス事業者向け自動車保険特約 通知書兼受領書

通知期限内の日付を記入
(例：5月使用分の通知期限は6月末)

通知日 年 月 日
東京海上日動火災保険株式会社 宛

ご契約者 契約者名・契約者印

貴社との間で締結した、移動サービス事業者向け自動車保険特約に基づき、
年 月 日 ～ 年 月 日 の期間に提供した移動サービス(*1)に係る事項を、別紙の通り通知します。 別紙 枚
なお、ご契約のお車ごとの移動サービス提供日数(*2)は、以下の通りです。

(*1) 移動サービスとは、自家用自動車を用いて利用者を輸送するサービスをいいます。
(*2) 当該期間において移動サービス(*1)を提供した総日数をいいます。

大枠内を記入ください。

通知書 No.	枚 / 枚中
証券番号	
営業店	
代理店	
契約者コード	

使用した車両の登録番号、車名を記入

別紙の枚数を記入

NO	登録番号	車名	移動サービス提供日数	NO	登録番号	車名	移動サービス提供日数
1	横浜330㉔123●	アルト	日 16	16			日
2			日 17	17			日
3			日 18	18			日
4			日 19	19			日
5			日 20	20			日
6			日 21	21			日
7			日 22	22			日
8			日 23	23			日
9			日 24	24			日
10			日 25	25			日
11			日 26	26			日
12			日 27	27			日
13			日 28	28			日
14			日 29	29			日
15			日 30	30			日

車両ごとの「合計日数」の総和を記入
※通知書本紙が複数枚に渡る場合、「総提供日数」欄には以下の要領でご記載ください。
例：通知書本紙が4枚ある場合 (No1 ~ No4)
・No が最も大きい通知書 (No4) : 「本ページ提供日数」にNo4の合計日数、「総提供日数」に全通知書 (No1 ~ No4) の合計台数をご記載ください。
・それ以外の通知書 (No1 ~ No3) : 「本ページ提供日数」に各通知書記載分のみの台数をご記載ください。

本ページ提供日数
合計提供日数

(注) 本通知書の写を返却し、それを受領書とします。

受領書発行日 年 月 日 上記通知書正に受領しました。
保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

別紙

*別紙の連番を
ご記載ください

NO. 1

本紙記載の各提供日に対応する内容を記入
(注) 車名・提供会員名・日付が同一であっても、複数
の活動を行った場合は NO を分けて記入する

通知書別紙兼事業者輸送記録

NO	登録番号(*)	車名	提供会員名(*)	運行開始日(*)	運行開始時刻(*)	場所	運行終了日(*)	運行終了時刻(*)	場所	依頼ごども名	備考
1	横浜330ぬ1234	7人	東海花子	5月1日	9:00	提供会員自宅	5月1日	15:00	提供会員自宅	山田一郎	
2	横浜330ぬ1234	7人	東海花子	5月1日	17:00	提供会員自宅	5月1日	18:00	提供会員自宅	松井雄太	
3	横浜330ぬ1234	7人	東海花子	5月2日	11:00	提供会員自宅	5月2日	12:00	提供会員自宅	田中桃子	
4	横浜330ぬ1234	7人	東海花子	5月14日	16:00	提供会員自宅	5月14日	18:00	○×保育園	山田一郎	
5	横浜330ぬ1234	7人	東海花子	5月15日	10:00	提供会員自宅	5月15日	12:00	提供会員自宅	山田二郎	
6	横浜330ぬ1234	7人	東海花子	5月25日	10:00	提供会員自宅	5月25日	11:00	○×塾	山本三郎	
7	横浜330ぬ1234	7人	東海花子	5月29日	14:00	提供会員自宅	5月29日	15:00	提供会員自宅	松井雄太	
8	横浜110ノ7894	7人	佐藤譲	5月5日	9:00	提供会員自宅	5月5日	10:00	提供会員自宅	山崎翔	
9	横浜110ノ7894	7人	佐藤譲	5月6日	17:00	提供会員自宅	5月6日	18:00	○×保育園	五十嵐信一	
10	横浜110ノ7894	7人	佐藤譲	5月18日	10:00	提供会員自宅	5月18日	11:00	○×塾	青山恵	
11	横浜110ノ7894	7人	佐藤譲	5月19日	12:00	提供会員自宅	5月19日	13:00	提供会員自宅	三井健介	
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											

(*)が付された項目は必須項目。

